

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第1回）		
開催日時	平成21年7月30日（木曜日） 午前10時30分から12時00分まで		
開催場所	田無庁舎 庁議室		
出席者	(委員) 浅川公紀、大屋 宏、高木保男、高崎三成、筑井久雄、富田恵子、西道 隆、蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子（敬称略） (事務局) 下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷職員課長補佐兼人事給与係長		
議題	特別職の報酬等について		
会議資料の名称	平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料		
記録方法	全文記録	発言者の発言内容ごとの要点記録	会議内容の要点記録
会議内容			
<p>浅川会長 平成21年度西東京市特別職報酬等審議会を開催いたします。はじめに事務局より本会議に関する説明をお願いします。</p> <p>事務局 1点目は審議会の会議録でございます。会議録作成の詳細につきましては、本審議会自体は市民参加条例の拘束を受けない審議会でございますが、市民参加条例施行規則第4条に規定がございます。会議録は審議会に諮った上で、「全文記録」、「発言者の発言内容ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」の3つ中から選択していただきたいと思っております。市で開催されております他の審議会の例を見ますと、「発言者の発言内容ごとの要点記録」が多いように見受けられます。この点についてご決定を承りたいと思っております。</p> <p>浅川会長 常識的には、「発言者の発言内容ごとの要点記録」というお話をされました。会議録について皆さんのご意見を承りたいと思っております。大学ですと、全文記録というのは考えられないですね。こんなことがあるのかなと思っておりました。</p> <p>柳田委員 本会議とか委員会の議事録を見ますと、わりと忠実に記録されております。そうするとインターネットなどで、会議を傍聴できない人も、全部の流れなど非常にわかりやすくなっております。発言者の要点となりますと、例えば資料についての説明とい</p>			

うのも省かれたりして、どういう資料のどういう内容について説明されたかというのが非常にわかりにくいということが実際にございました。ということで、なるべく全文に近い形での、必ずしも一字一句再現する必要はありませんが、全文に近い形での資料説明なども含めた形での記録を残していただきたいというのが私の意見でございます。

浅川会長

資料説明を含めてというのは確かに重要で、これはどれであっても入るとというのが常識ではないのですか。いずれも資料が提供されたら、補足説明などもあるはずなので、普通、議事録であったらあるのではないですか。

事務局

そのあたりについても皆様方にお諮りしたいところではありますが、資料説明の部分はほぼ事務局側が説明する部分です。それについては、できるだけ詳細な記述をとというのも一つの手法かと思います。先程柳田委員がおっしゃった意味での全文記録とは異なるかもしれませんが、各委員ごとの要点記録と併せて事務局の資料説明に関しては要点を記載する。

西道委員

議事録には、添付資料というか説明資料を添付することになるのでしょうか。

事務局

添付いたします。

西道委員

ならば、一字一句というわけではないけれども、要点だけでもいいのかなあという気がいたします。

柳田委員

ですから資料説明の内容を入れていただくということであればということでございます。ただ、資料を説明しましたの一言で終わってしまうと、内容がわかりませんということです。

浅川会長

それは当然ですね。この点は了解ということによろしいですね。他の委員の方々はいかがでしょう。

高木委員

最後議事録で、個人が発言したことについて、もう1度内容も含めて確認できるのですよね。

浅川会長

議事録作成ですから、あるということかと思えます。

事務局

恐れ入ります。私どもで想定しておりますのは、テープで起こして、言語化したものを、何名かというのは別にしまして目を通していただく。全員の委員の皆さんが目を通してそれをもって議事録とするというのもよろしいでしょうし、または代表の方を輪番制で選ばれるという方法もあるかと思えますが、いずれにいたしましても、私どもの裁量で決定できるものではございません。

浅川会長

今のことはいかがでしょう。

原田委員

もし必要であれば、プロセスを経た上で、次の会議の最初にこの議事録でよろしいかということを経り確定すればよいかと思う。それまでは速記録であって、これでもよろしいかという手続を踏むというのがいいのではないのでしょうか。

浅川会長

そういたしましょう。次回の会議の冒頭でこれでよいか確認するということにいたします。

原田委員

そこでもし過不足があればそこでおっしゃっていただければ十分だと思います。ですから、どういう議事録にするかということも大事ですが、そういうプロセスを経ることの方がより大事だと思います。

浅川会長

今の点は異論がないと思いますが、何か付け加えることはございますか。そのようにした方がよいと思います。原田委員の提案でいきましょう。

高木委員

言葉と趣旨が違って、本当はこう伝えたいのだけれども起こした時に違う場合がありますので、次の会議で皆さんご自分の発言の趣旨を確認されたほうがいいのかもありません。

浅川会長

3つの方法が説明されましたがどういたしましょう。「発言者の発言内容ごとの要点記録」ということでよろしいですね。大事なことは次回の委員会で会長がこれでもよろしいか念押しいたしますので、お願いいたします。

事務局

今、委員の皆さんからご意見をいただきましたので、議事録は「発言者の発言内容ごとの要点記録」とさせていただきます。事務局の説明部分に関しては、形骸的に事務局から資料の説明ということではなく、説明部分の要点も記載いたします。その議事録を次回会議の冒頭にお示しし、皆様全員の合意を得た後に、正式な議事録として、本市の条例によればその議事録等は当然のことながら公開となります。前提としてご理解いただければと思います。

浅川会長

次に今後の日程ということですが、事務局からお願いします。

事務局

6月1日号市報では、平日の昼間10回以内と記載いたしました。本審議会の結果を予算に反映させる必要があるかと思っておりますので、事務局としては11月中旬には答申をいただきたい考えでございます。その点を踏まえまして、あくまでも案でございますが、事務局にて開催日程案を作成させていただきました。会議につきましては、月1回、あるいは2回の開催とし、本日を含めて全8回の開催を予定してございます。ただ、これは、あくまでも事務局案でございますので、皆様のご都合でございますとか、審議経過によりましては、回数の変動はあるということでございます。事務局案の開催回数につきましては、ある程度のスパンを示した見込みということでお考えいただければと思います。

浅川会長

会議回数は全部で8回を目途にするということです。以上1点目と2点目は了解いただいたということでよろしいですね。

西道委員

具体的な日程を設定するときには、次回の分は今回定めておくというようなこと、あるいはもっと先まで日程を、調整がつかない場合もあるので、あらかじめ、この月の何日にしておこうかということにすれば調整がしやすいという感じがします。どうでしょうか。

浅川会長

全部を決めるのは難しいとして、例えば次の回はもう決めておかなければと思います。またその次の回はどうかそのあたりですね。今決めた方がよいですか。

事務局

次回の日程については、最後に盛り込んでございます。

浅川会長

目安をお考えいただきながら、審議を進めたいと思います。議事録の作成もあるでしょうし、どの位の間隔をとるかということですが、来週というわけにもいかないと思いますし、率直にいかがでしょうか。

事務局

原則的には日程に関しては委員の皆様がお決めになって、あとは審議の進行具合ですね。それから皆様がお求めになる資料等があった場合の量とかも関係してまいります。そのあたりを見定めていただきましてお決めいただければと思います。私たちは事務局でございますので、ご要望にできるだけ応えた会議を進行したいと思っております。前提にするつもりはございませんが、例えば議会等の日程で開催が難しいということもございます。

浅川会長

常識的に無理の無い範囲で次回の日程を最後に決めることにいたしましょう。では、これから審議に入ってまいります。配布資料の説明でかなりの時間を割くということがございます。この配布資料の説明を事務局にお願いするという事によろしいですね。

事務局

説明に入ります前に、机上の配布資料等のご確認をお願いします。

まず、本日の「会議次第」でございます。次に「西東京市特別職報酬等審議会委員名簿」でございます。次に「西東京市特別職報酬等審議会会議開催日程（案）」でございます。

次に、事前に配送いたしました資料に誤りがございましたので、差し替えの資料が3枚ございます。大変申し訳ございません。これからの説明の中で訂正箇所をご説明いたします。次に「常勤監査委員給料調」を追加資料として加えさせていただきたいと思っております。

資料 1 西東京市特別職報酬等審議会条例

第1条では西東京市特別職報酬等審議会の設置について、第2条は市長は市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の給与の額に関する条例を議会提出するときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする所掌事項について、第3条は審議会は委員10人で組織し、その委員は西東京市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命することを規定したものでございます。第4条は、会長、職務代理の規定でございます。第5条は審議会は会長が召集し、委員の過半数が出席しなければ開催できないこ

とになっております。また、附則において西東京市教育委員会教育長の給与の額についても審議会の意見を聴くことになっております。

資料 2 特別職の報酬等について（自治事務次官通知）

この自治事務次官通知は、資料1の西東京市特別職報酬等審議会条例の基になってい
るものでございます。他市も本市とほぼ同様の条例を制定しているものでございま
す。

特別職の報酬等について、第三者機関の意見を聴くことにより一層の公正を期する
必要があると認められるのですみやかに措置するように通知がされてございます。

その後の昭和43年10月17日付け自治省行政局長通知によりますと、審議会への提出
資料として、近年における消費者物価上昇率、人口・財政規模等が類似している他の
地方公共団体における特別職の職員の給与月額、過去における特別職の職員の給与改
定の状況、一般職の職員の給与改定の状況、議会費の過去の一般財源に対する構成割
合、議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体との比較、議会議員の
活動状況や審議日数などにより、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額
等の答申がなされるよう配慮する旨の通知となっております。

資料 3 西東京市特別職報酬等改定の推移

上段の表の左が合併前の旧田無市の平成8年12月1日改定の状況です。

上段の右側の表は、旧保谷市の平成9年12月1日改定の状況です。下段の表の改定前は
合併時の新市西東京市の報酬等の額で、旧市のそれぞれ高い方の額を採用しており
ます。そして改定後は平成20年4月1日の改定額を表示しております。

資料 4 西東京市特別職及び一般職の年収比較

市長、副市長、議長、副議長、議員の給料及び報酬月額に、期末手当を含めた年収
を算出したものでございます。

下段の方は、一般職のそれぞれ部長級、課長級、係長級及び係員の最高年収者の給
料月額に期末勤勉手当を含めた年収を算出したものでございます。一般職最高年収
者の部長Aの年収を100といたしまして比較いたしますと、市長の年収は148.9パーセン
ト、副市長は127.7パーセント、議長は92.2パーセント、副議長は82.3パーセント、議
員は78パーセントとなっております。この傾向は他市においてもほぼ同様の比較状況と
なっていると考えられます。

資料 5 平成21年度 東京都26市の概要

平成21年度の東京都26市の概要としまして、1番上の行に西東京市のデータを掲載し
てございます。以下八王子から市制施行順になっております。列で見ますと左から面
積は15位、人口は5位、職員数は平成21年4月1日現在で8位でございます。職員1人当
たり人口は4位、議員数についてですが、条例定数は30人ですが、次の市議会議員選挙
には28人の定数となります。議員1人当たり人口は、30人では6,469人で7位、28人では
6,931人で5位、次に一般会計当初予算における、まず予算総額は7位、市税は8位、議
会費は5位、人件費は6位となっております。市税、議会費、人件費には、それぞれ
予算総額から見た割合と、人口1人当たりの額を千円単位で掲載してございます。

資料 6 東京都26市の市長等給料調

市長、副市長、教育長の給料の一覧表でございます。まず、市長の給料額につきま
しては6位となっております。6位の市が西東京市の他に三鷹市、調布市、小平市の3市ご
ざいます。

副市長の給料月額は5位で、西東京市の他に武蔵野市、町田市、小平市の3市ござい

ます。

教育長の給料月額は6位で、西東京市の他に武蔵野市、昭島市、調布市、小平市の4市でございます。

資料7 東京都26市の議員報酬調

この表は議長、副議長、常任委員長等、議員の報酬の一覧表でございます。議長の報酬につきましては4位で、他に府中市、小平市がでございます。

副議長の報酬につきましては同じく4位で、三鷹市、調布市、町田市、小平市がでございます。

常任委員長等の報酬につきましては、報酬として区分していない市が7市でございます。西東京市は19市中2位でございます。

議員の報酬につきましては3位で、他に武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市の6市が同じ報酬額となっております。

資料8 東京都26市の特別職等期末手当調

西東京市の市長、副市長、教育長及び議員の期末手当は、現行制度では6月は2.15月、12月は2.35月となっており、合計で4.50月でございます。西東京市の一般職の職員の期末勤勉手当と同じ合計月数となっております。

市長の期末手当は、最高で4.85月の稲城市から最低4.25月の日野市でございます。平均では4.47月でございます。

副市長の期末手当は、最高が4.85月の稲城市、最低で4.25月の日野市でございます。平均では4.47月でございます。

教育長の期末手当は、最高で4.85月の稲城市、最低で3.05月の府中市となっております。平均では4.37月でございます。

議員の期末手当は最高で5.2月の町田市、最低で4.4月の小金井市、小平市、東村山市、国立市、東大和市、清瀬市、多摩市、あきる野市の8市となっております。

26市の中で、国分寺市を除く25市に役職加算がついてございます。本市の役職加算は、他の25市と同じ20パーセントでございます。一般職では、部長級に付く加算率と同じ率でございます。

資料9と資料10は後ほど説明いたします。

資料11 西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況

西東京市のラスパイレス指数は、平成16年から100前後を保っています。26市中平成20年度は24位となっております。国の給与水準にほぼ近い状況と言えます。

資料12 平成21年度 類似団体の概要

資料5の26市の概要を、類似団体で比較した表となっております。資料12の下欄外に説明してございますように、類似団体とは、人口と産業構造を基準に総務省が分類したもので、人口150,000人以上で、産業構造では第2次、第3次産業が95パーセント以上かつ第3次産業が65パーセント以上の団体です。西東京市と同じ類型は、全国で29市、東京都ではこの表にございますように西東京市を含めて9市でございます。人口では八王子市と町田市が突出してございますが、ほかの7市は、人口では20万人前後となっている状況です。

平成17年国勢調査によると、西東京市の産業構造は、第1次産業0.8パーセント、第2次産業17.2パーセント、第3次産業78.3パーセントとなっております。

資料13 類似団体の市長等給料調

同じように、資料13は資料6の類似団体版となっております。ここで資料13の1番

上の行の西東京市の改定後適用年月日の欄の日付が平成13年1月21日となっておりませんが、平成20年4月1日の間違いでございます。また、資料14も同じ箇所が間違っております。大変申し訳ありません。机上に正しい資料を配布させていただきました。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

市長の給料月額類似団体9市の中では、5位となっております。西東京市の他に三鷹市、調布市、小平市の3市と同じでございます。平均では1,055,333円でございます。

副市長の給料月額は5位で、他には町田市、小平市がでございます。平均では905,444円でございます。

教育長の給料月額は6位で、他には調布市、小平市が同じでございます。平均では818,333円でございます。

資料14 類似団体の議員報酬調

資料14は、資料6の26市から類似団体9市を掲載したものでございます。

議長の月額報酬は3位で、府中市、小平市と同額でございます。平均では656,000円でございます。

副議長の月額報酬も3位で、三鷹市、調布市、町田市、小平市と同額でございます。平均では589,333円でございます。

常任委員長等の月額報酬は、報酬区分していない市が5市ありまして、4市中2位でございます。平均では572,500円でございます。

議員の月額報酬は、3位で、他に三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市の5市がでございます。平均では556,111円でございます。

追加資料 常勤監査委員給料調

常勤監査委員を任命している市は西東京市の他に4市ございます。西東京市は3位で、他に八王子市がでございます。平均では710,000円でございます。

資料9 東京都26市の財政指標調

それでは、お戻りいただき、資料9及び資料10をご説明させていただきます。大変申し訳ございません。資料9に訂正がございます。左から3つ目の公債費比率の順位に2箇所誤りがございまして、訂正版を机上に配布させていただきました。訂正箇所は真ん中より下の10位の東大和市が正しくは8位、下から3つ目7位の稲城市ですが、正しくは16位でございます。申し訳ありませんでした。差し替えをお願いいたします。

まず、上段の東京都26市の財政指標をご覧ください。西東京市の順位は、最上位二重線上にございまして、財政力指数は16位、実質収支比率は15位、公債費比率は16位、経常収支比率は17位、実質公債費比率は22位、人件費比率は11位となっております。

同様に、類似団体9市で見ますと、財政力指数は9位、実質収支比率は6位、公債費比率は6位、経常収支比率は3位、実質公債費比率は8位、人件費比率は2位となっております。

資料10 財政指標の用語解説

それでは、それぞれの財政指標の用語を資料10に基づきましてご説明させていただきます。

【財政力指数】

財政力指数は、自治体の財政力を判断する理論上の指標とされるもので、標準的な自治体における標準的な収入である基準財政収入額を標準的な需要である基準財政需

要額で除して求められます。一般的には、直近の3カ年度の平均数値が財政力指数として採用されます。この財政力指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、1を超える自治体は地方交付税の算定上の収入超過団体とみなされ、普通交付税が交付されない、ということになります。

ただし、この指数はあくまでも標準的な団体における標準的な需要と収入を前提とした理論上の指数であり、この指数の高い、低いをもって、ただちに個々の自治体の財政の富裕度を判断することはできません。

【実質収支比率】

実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支の割合で、一般的には3パーセントから5パーセントが適正であるとされています。標準財政規模とは、市税や普通交付税など、市の裁量で自由にその用途が決定できる財源、これを一般財源とよんでおりますが、この一般財源ベースでの自治体の標準的な財政の大きさを示すものです。また、実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額これを形式収支とよんでおりますが、この形式収支からさらに何らかの事情で当該年度に支出ができず、翌年度に繰り越した財源を控除した決算収支のことで、自治体の当該年度の黒字または赤字を示しています。

【公債費比率】

公債費比率は、一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模に対する公債費、これは市債の元金及び利子等の償還費のことで、いわゆる借金返済のための費用のことをいい、この公債費に充当された一般財源の割合を示した比率です。おおむね10パーセント以下が適正な水準といわれています。

この公債費は、市の借金に対する返済費用であることから、市の財政の都合等により容易に削減することができない、支払いが義務付けられた費用であり、この公債費比率が上昇すると、財政の硬直化を招く、ということになります。

【経常収支比率】

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することができない、毎年度義務的、継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源の比率を示したものです。

この比率が低いほど、市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズに対応する余力があると言えます。逆に、この比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化している、ということになります。

例えるならば、エンゲル係数を思い出していただければと思います。エンゲル係数が高いほど、収入に占める食費の割合が多いということになり、レジャー等の経費に回す余裕がなく、食べるだけで精いっぱいという苦しい状態にあるのと同様に考えることができます。

なお、この経常収支比率は、一般的に70パーセントから80パーセントが適正水準であるといわれています。

【実質公債費比率】

実質公債費比率は、自治体が市債、つまり借金をする場合、17年度までは都道府県知事の許可が必要でしたが、18年度からは都道府県知事に協議するという協議制に移行されたことにより新たに導入された指標です。

標準財政規模等に対する地方債の元利償還金等の割合で、この比率が18パーセント

以上の団体は、公債費負担適正化計画を策定することを前提に市債が許可されることとなります。

【人件費比率】

人件費比率は、歳出総額に占める人件費の割合です。人件費は、その性質上、支出が義務付けられている義務的経費に分類されるため、この割合が高いほど財政運営の硬直化の要因となります。なお、人件費比率は、歳出規模の増減に影響を受けやすく、あくまでも傾向を見るための指標とすることができます。

資料の説明は以上です。ありがとうございました。

浅川会長

ただ今事務局から資料の説明をしていただきました。11時30分終了ということで、もう90分になりますが、質問等があればこれから質疑等でこの場で答えていただけるものがあればお答えいただきたいと思います。

大屋委員

予め資料が送られて届いておられるかと思います。そうすると、皆さんご覧になっているわけで、今の説明ではなしに違う説明があるのではないかと。例えば特別職報酬等と書いてあるけれども、等とは何でしょうか。私はそういうことなんですけれども、等とは何ですか。それから、いろいろありましようけれども、もう一つの等の文字で言えば、常任委員長等というのがありますけれども、常任委員長とは何人かおられるわけでしょ。どういう人なのか。常任委員長と書いてありますけれども、皆さんおわかりで私だけでしたらよろしいのですけれども。

浅川会長

等というのは慣行があるのかどうかお答えをいただけますか。

事務局

最初の質問で、特別職報酬等の等でございますけれども、自治法の定めで、市長、副市長、常勤の監査委員、教育長につきましては、給与を支給することとなっております。ですから報酬と給与ということでございます。

浅川会長

このような場合、何々等と書くのが一般的という理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

大屋委員

等という言葉が気に入らないということではありません。市長の給与の中には、期末手当というのがあるでしょ。議員の場合は議員報酬というでしょ。市長の場合、給与でしょ。ですから、等というものにはこういうものが含まれるとか、あるいはこういう言葉を一緒にしたものだ、ということをはっきりお示しいただきたい。わからないのが僕だけなら結構ですが。

浅川会長

等というのは全てひっくるめて使われまして、報酬等というのはこういうものが含まれると定義付けをすべきか、どうでしょうか。条例に言葉がございますか。

事務局

ございます。

原田委員

第2条の中に、議員報酬という言葉、これは議員に対応しております。市長以下の

は給与となっています。それを略してそう書いているということかと思います。

事務局

そのとおりでございます。

大屋委員

今のお話ですと、期末手当を含まないということになってしまうのですね。

原田委員

おそらく給与という中に期末手当が入っているということだろうと思います。

事務局

自治法の定めで、給与の中には諸手当が含まれています。ただ、青天井に手当を付けることはありませんので、国の定めに従った手当を支給してございます。その一つが市長等の期末手当、加えて申し上げますと議員に関しては報酬を支給しなければならないと自治法に定めがございまして、報酬を受けとっている特別職の中で、議員のみ条例の定めるところにより期末手当の支給をすることができるとされております。それを受けまして本市におきましては期末手当の支給を条例において定めているということでございます。

柳田委員

1つ確認させていただきたいのは、今日市長から諮問をいただきましたのは、前回見直しの改定がなされて、現行の報酬額の妥当性について検証するという事で資料をいただいたわけですね。ということはもう一度立ち返ってこの問題について改めて討議するという事でよろしいわけですね。前回のことが妥当であればこのような審議会が開かれないわけですね。問題があるからこれが妥当かどうか検証しようという、そういう事でよろしいわけですね。

浅川会長

たぶんこういうことでしょうかね。妥当であるかないかということより、妥当性がないということが前提ではなく、あるいは妥当性があるということが前提ではなくということでしょうかね。それで審議を進めるということでしょうかね。

柳田委員

つまり、その前提としては、この問題が市民的なレベルの中で問題になったということも踏まえて、こういう会が開かれているということでもよろしいわけですね。それが妥当ということであれば、こういう会が開かれないのではないのでしょうか。

浅川会長

いや、報酬を検討しようというときは、審議会が開かれるかもしれないので、開かれた事情については存知上げませんが、でもそうではない普通の時でもこういう審議会は開かれるということでしょうか。

蓮見委員

私がこの委員に選ばれる時に、前回もやられていたと聞いております。今のお話ですと、前回の報酬の改定があってこういう審議会ができたというとられ方をされたのですけれども、そうではなく、前回にも審議会は継続的にあった。そのことを確認させていただきたいと思います。

柳田委員

市長が諮問しないと開かれないわけですね。

浅川会長

そうですね。

柳田委員

わかりました。それとですね。今回いただいた資料を拝見いたしますと、それぞれの市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の給与と議員の報酬にそれぞれ役職がついておりますけれども、それと期末手当の資料をいただいているということは、この期末手当に加算額が示されておりますけれども、こういうことについての妥当性も審議するというところでよろしいわけですね。

浅川会長

全体的にはそういうことになりますね。総合的にやるわけですからそういうことでですね。

柳田委員

それから、1つこの問題に関連しまして、議員に報酬を支払うという条例の定めがあるということで、期末手当についてはできるとおっしゃいましたけれども、今回の引き上げにつきまして、前回批判が非常に生まれて、ある議員は引き上げに反対して報酬拒否と、引き上げ分を拒否するという事態があり、これに対して市長が全額供託するということで市議の報酬が支払われないという事態になっています。これは報酬に関わる問題ですので、この点についても条例などをきちんと示していただいて、市長、市側の行為が妥当性があるのかどうかということも検証していただきたいと思うのです。

浅川会長

検証するということは、ここでやることですね。ただ、僕も前回のことは全然知らないのですが、前回の引き上げは20年4月ということですね。今の説明では、その時に反対者が多かったということですか。

柳田委員

議会では、引き上げということで、多数決で承認されたということですが、反対者がいて、引き上げ分を受け取らないということで辞退をした方がいらっしゃいます。ところが、引き上げ分だけではなく、全額を市が供託し、一銭も支払われていない事態が去年の5月からずっと続いているのですね。これはちょっと人権問題でもあると考えておりまして、議会でも問題になっておりまして、市側の説明を見ても、条例上の根拠が示されていないので納得できない。その辺のことはきちんと報酬審議会の方でも是正なりなんんりのことをすべきではないか。

浅川会長

今のことについてどうですか。西東京市の市民ではないので今初めて聞いた。

原田委員

お二方の質問を私なりに簡単に整理させていただくと、この条例はもともとどの自治体にもございます。必ずあります。ただ改定の時期はまちまちです。諮問があった段階で改定をする。一般職の公務員の場合には、人事院勧告が出て、準拠する形で毎年改定があるわけですが、首長以下の方々については、毎年あるわけではない。そのタイミングの一番最後が20年4月1日だったということでもあります。この諮問の内容からすると、妥当性を検証せよということですが、妥当性の検証をしない限り、次の条例の改定はできないわけです。また、その改定をする際は、当然この報酬等審議会の議を経るわけですから、今回の表向きの諮問の内容からすると、報酬額の妥当性の有無をまず検証するのでありますが、その後もしないということになれば、当然審議会ですら改めて検証する。改めて報酬額を上げるなり下げるなり改定するということになり

ます。ですから、ここに妥当性があるかないかをまずやるわけです。その次の段階でもここで当然議論がある。おそらくご心配の妥当性だけ調べるのではないか。ないことを前提にやるのではなく、幅広い審議ができるのではないかと思います。

浅川会長

常識的にはそういうことでしょうか。今のことで何か質問とか補足はございますでしょうか。

西道委員

今、柳田委員の方から上げたお金を受け取らないので市が当該議員の報酬を供託したということですね。それをこの審議会で議論するということではないんでしょう。

浅川会長

まさかそうではないでしょ。

柳田委員

そういうことではない。

浅川会長

我々の範囲ではない。

柳田委員

ただそのことについて、ちょっと市の方の説明を。これは引き上げに関する派生した問題なので、ご説明もきちんといただきたいということなのです。

浅川会長

今、派生したという言葉がありましたがいかがでしょうか。拡大派生というのは、教授会でもやるのですが、3時間やっても終わらないことがある。どこまでそれを説明すべきか。ただ、これは主たる問題ではない。どこかで他でやることもかもしれないし、この審議会でやっていたらおそらく。

事務局

議会答弁等もございますが、柳田委員としては、ご満足いただけないということでしょうか。

柳田委員

条例上の根拠がきちんと示されていないくて、全額支給しなければいけないというそういうお答えなのですけれども、施行規則については、差し引いてはいけないとなっていて、分割してはいけないとはなっていないのですね。他の市でもこのような状況は引き上げに関して納得できないという議員もいらっしゃるわけで、引き上げ分はもらないと供託されているわけですね。ところが、いくつもそういう事例はあるのですが、この市の場合、分割という形で供託していないわけで、その点についてきちんと根拠をついでにご説明していただきたい。

浅川会長

ついでということではよろしいでしょうか。これは主たる問題ではないので先に進まなくなるかもしれない。僕も初めて聞いたことなのです。

柳田委員

はい。今日でなくて構いません。

浅川会長

興味はありますね。審議会で聞いていると、あの会長何やっているのかと言われかねないと正直思っています。おそらく市の中で答弁なり何かあったと推測してはまずいのですか。

柳田委員

きちんと根拠が示されていないので。

浅川会長

ただ、これを我々の審議会でやっていくのが果していいかどうか。常識的には原田委員のおっしゃったやり方が審議会の進め方だと思います。

柳田委員

ですから、その点について、ご提案というか説明をしていただきたいということがございます。今日でなくても結構ですけれども。

浅川会長

こういうことの議論は既にどこかでなされたことはあるのでしょうか。

事務局

市といたしましては、議会でご答弁差し上げている内容です。

柳田委員

答弁ではきちんと答えていらっしゃらないですよ。全額一括支払いが原則みたいなことをおっしゃいますけれども。いくら条文を見ても一括で支払わなければいけないとは書いてございませんで、差し引いてはいけないとはありますけれども、差し引くのと分割で払うというのは、全く違う話なので、人権問題にも関わるので、しっかり根拠をお示しいただきたい。

浅川会長

柳田委員の発言については、重要な側面がある。ただ、ここで主たるものとして議論してはおそらく本題に入りませんから、次回に市としてはということで簡単な説明をちょっとお話いただければと思いますがいかがでしょうか。もう既になされているとすればその趣旨で結構です。

事務局

私としては、先程市長から諮問が出され、その諮問に対して審議していただく報酬審議会の事務方ですので、原則は皆様のご意向に沿いたいと考えております。しかしながら、諮問といささか違う議論の展開かなど、私個人としては大変恐縮ではございますが、その点をまた理事者等と検討を含めまして今の会長のご提案に沿う形で何らかの説明をいたしたいと思っております。

浅川会長

確認ですが、これが主たる議題ではないということですね。

柳田委員

ある種付随した問題でありますので。

事務局

それぞれの方がお考えやご感想を持たれるのはまさしくそのとおりだと思われませんが、私としても役職の範囲つまり発言の範囲を検証しつつご提示していきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

浅川会長

今のご理解でよろしいですか。会長が勝手に進めたということでは。何か他に言っていたらいたほうが。他に何かございますか。

大屋委員

一言だけ。前回アップにならなければこういう問題は出てこなかったのです。アップになったからで、いい加減な扱いはできません。私はそういう意味で柳田委員の意

見はもっともだと思います。

浅川会長

もう11時45分ですね。今日ご発言がなかった方がいたとしたらおそらく発言すればよかったと思われるかもしれませんが、いかがでしょうか。

高木委員

私はこういう条例とかに疎い。時々原田委員がいろいろな説明をしていただくのはありがたい。今後も根拠などこういうことなのだと教えていただけるとありがたい。

事務局

先程大屋委員のご質問にお答えしておりませんでした。常任委員長とは何かというご質問をいただきました。西東京市議会の構成で、本会議以外に、企画総務委員会、文教厚生委員会、建設環境委員会という委員会レベルでの議論等がございます。そこで、委員長を務める議員が常任委員長となるものでございます。

大屋委員

皆さんおわかりになっているのでしょうか。私、実は調べました。企画総務委員会、ここで1名おられるわけですね。文教厚生委員長、建設環境委員長、議会運営委員長、それから西東京市の場合、駅周辺開発等特別委員会があり、常任委員会等には5名いる。この5名の人をひっくるめてここに書いてあるということですね。そういうことで等というのは、駅周辺開発等特別委員会委員長が等に当たる人ですか。

事務局

先程申し上げましたのは、常任委員会という会でありますので、それ以外の会が等にあたる部分です。

大屋委員

ここでは5名ということになる。ここで上げる、下げるという話になると、財政に影響しますよね。1名と5名は違うので、そういうことです。ですから、5名という中には議員が30でなくて今は28名というのと同じでね。ここが5名ということは、はっきりしておかなくてはいかんということです。財政に関わる問題ですから。

浅川会長

5名ということは確認できたということによろしいでしょうか。他には意見や質問はございますか。

柳田委員

資料請求については、今この場でお願いしてよろしいでしょうか。

浅川会長

例えばどういうものでしょうか。この審議会にふさわしければよろしいかと思いません。

柳田委員

非常によくわからないので、10点程あるのですけれども、1点目は市長や議員が職責上加わっている組合とか理事会がございますね。そういうところからも手当が支給されているものがあると思います。その金額そしてその合計金額です。一部事務組合とか理事会とかたくさんあって、そういうところに参加されると月額報酬いくらか1回参加するといくらかいろいろ委員会によって決まりが違って。ですから、ここにある給与、報酬以外にも支給されているものがたくさんあると思いますので、それも全体的に付随して支払われている公的な部分と考えることができると思います。そういう額の詳細と合計をお示しいただきたい。それから2点目は引き上げ前と引き

上げ後つまり19年までと20年と差があるわけですが、その支給総額の比較を出していただきたい。引き上げられた方全ての支給総額の比較をしていただきたい。3点目には役職加算分20パーセントというのがございましたけれども、それを合計すると期末手当4.5ヶ月分とかその時によって違うと思いますけれども、その合計の支給額これも引き上げ前と引き上げ後で比べたものを出していただきたい。4番目は非常に税収の収入と支出について、個人市民税とか納税者がどのような状況になっているのかという資料が予算特別委員会で出た資料と思うのですが、個人市民税と納税義務者の推移というのがあります。これを出していただきたい。給与所得者が歳入の中心部分は市民税だと思うのですが、その中でほぼ8割位が給与所得者になっている。その内訳が示されている資料がございます。それでみますと、200万円以下の方たちが非常に多いと、占める割合が出ておりますので、市の状況を考える上でこういう資料が必要かと思えます。同様に、法人市民税についてもそのような推移がわかる資料を出していただければと思います。つまり社会情勢というものを考えるにあたって、これまでの収入と景気が後退してしまっていて、収入がこれからどんどん減るといような状況が出てくると思えます。その場合にその検討資料といたしましていただきたい。このような分析を市税白書を市で出しているの、19年度まではそれを見ればわかるのですが、最新の資料は20年度。もし出ていてその中で示していただけるものがあれば出していただきたい。ただ、今までの例をみますと、9月頃の発行になっておりますので、まとめられた段階で出していただいてもいいと思うのですが、早目にわかるような状況でありましたらお願いいたします。それからバランスシートも20年版は出ていますか。最新版は19年度版しかなくて。できれば最新の資料をいただきたい。それから決算カード。市の収支、決算状況がわかるのですが、直近のものは19年度で、20年度はこれからできるのでしょうか。できていないのでしょうか。3月末で閉めたのでできていると思うのですが、もし決算カードがありましたら最新のものから3ヶ年分位を出していただきたいと思えます。あと、法令の根拠について、先程口頭でおっしゃいましたけれども、資料として提供していただきたい。期末手当について、それと期末手当の加算についてです。その時に分割支払の根拠についてもついでに出していただければと思うのですが、市長と議員について、それぞれの法的根拠をきちっと示していただきたい。市長に対する期末手当の管理職加算というのは最高裁判例で違法になっているとちょっと出ておりましたので、その辺きちっとどうなっているのか判例も示していただきたい。それから類似団体の類型は - 3ですか。17年度までは - 5の類型でした。類型が変わった理由についてご説明いただきたい。

原田委員

それは総務省が出している。西東京市は全く関与していない。総務省の方で人口とか産業構造により変わる。

柳田委員

この先も変わる可能性があるわけですね。

原田委員

変わる可能性はあります。

柳田委員

そうすると、類似自治体だけで比較しているというのは妥当性がある比較なのかどうか。

浅川会長

ただある時期には比較をしなければならないからしょうがないのでしょうかね。

柳田委員

ただ、言いたかったのは、変わる可能性があるってということで、ここだけで比較の対象が9市だけでいいのかということもありますので、その辺を検証してみたい。前はどのグループでどういう市が入っていたか。そう大きくは変わらないと思うのですが、3が5に変わってグループ分けがどのように変わったのかわかれば教えていただきたい。

原田委員

類団は確か40あるのではないか。どこまでとなると相当な分量になる。

柳田委員

それでは3から5に変わった、3と5の比較をしていただきたい。あと、報酬が一昨年引き上げがあってから、市民の批判があり、議会に対して報酬に関する陳情や請願が出されたと思う。これは付随する資料として市民感情を理解する上でどういう陳情や請願があったのかも出していただきたい。

事務局

よろしいですか。2点目です。引き上げ前と引き上げ後の支給総額の比較というのは、単年度の比較でよろしいでしょうか。そういうことも含めまして、ある程度私も可能な範囲の比較指標を資料提供するということをご了解いただけますか。

柳田委員

はい。

事務局

それを踏まえて、可能であればまたご趣旨に沿ったものを提供したいと思いますので。ある程度比較の指標ですとか、母体をどこまで我々はその意味、意図を他団体もしくは上位団体のものを把握できるかいささか疑問点がありますので。他の資料につきましても同様です。

柳田委員

比較資料というのは西東京市の場合です。

事務局

その辺の裁量を与えていただければ、事務局で整理をさせていただきます。ご趣旨は私なりに把握したつもりですので、一定の資料を次回までにご提示させていただきます。

浅川会長

今の話は既に出ている資料というのがあるという前提ですね。直近のもの新しいものは可能性があれば出していただけるということです。

原田委員

あと1点だけ。報酬等審議会の最大の議論というのは、給与の水準が1つ。これはお二方から意見がございました。それともう一つ忘れてはいけないのは報酬の体系です。体系というのは、市長がいくらもらった時にいくらもらうかということです。正確に申しますと、部長がいくらもらっているから、いくらもらうのか、という格付けだろうと思うのです。この資料は水準の資料はありますが、格付けの資料、体系の資料が欠けている。全部欠けているわけではございませんが。例えば資料4の一般職高年収者との比較、この資料はすごく大事な比較資料で、これを各市で少し比べていた

だと、例えば副市長という新しい仕組みができたわけですが、副市長と助役というのは、職務内容上同じかもしれないけれども、格付けが違うのであれば、違うということを明確に出すべきではないかと思います。ナンバー2であるけれども、職務内容や責任や権限等が違っていると、やはり給与の額で変わってくるのであろうと。ですから水準だけの議論ではなくて、必ず体系の議論もしていただく。そのためには、どういうバランスになっているのか。例えば総理大臣がいくらだから、内閣危機管理官はいくらなんだという資料は絶対に必要だと思います。すぐに出してほしいというわけではなくて、その2つの資料を両方出してくださいとバランスのよい議論になると思います。間に合う範囲でいつでも結構です。例えばこれは国の方で作っている少し前の幹部公務員の給与に関する懇談会の報告書です。国の方では指定職俸給表で、いくらずつのバランスにするのかという議論が必ずある。そこは必ず欠いてはいけない議論です。

浅川会長

次回ではないが、報酬の体系というか格付けですね。これは重要ですから、資料を作っていただくと客観的にできると思います。第1回会議は終わるとして、次回はいつにいたしましょうか。

大屋委員

次回の資料は先に送っていただけののでしょうか。

事務局

お約束はできないのですが、可能であればお送りしたいと思います。

大屋委員

そういう意味では、8月上旬となっておりますが大変だと思います。見るだけでも大変です。10日過ぎではどうですか。

浅川会長

8月は上旬、下旬となっておりますが、もう少しフレキシブルに考えてもいいとして、10日の週でとなると11日で、今日と同じ10時ということにいたしてよろしいですか。資料は全てでなくても構いません。

事務局

資料の方は最大限努力いたします。しかし及ばない点をご容赦いただいて、順次提出をご理解ください。

浅川会長

今回は8月11日10時から90分程度ということで会場は後日お知らせください。

それでは第1回会議は終わりにいたしたいと思います。ご苦勞様でした。いろいろご発言したいと思っている方も遠慮している方もおられるでしょうが、なるべく皆さんからご発言いただいて、バランスよい審議会としたいと思いますのでよろしく願います。本日はありがとうございました。